

全日本アンサンブルコンテスト実施規定

昭和59年7月1日

改定 平成元年11月22日 平成3年11月22日 平成7年7月7日 平成10年3月20日 平成14年11月22日

(総則)

第1条 全日本アンサンブル・コンテストは、各支部連盟から推薦されたグループが参加して毎年3月に実施する。

第2条 実施会場・日時は、全日本吹奏楽連盟理事会でこれを定める。

第3条 推薦母体となる支部連盟は次の通りとする。

北海道吹奏楽連盟	東北吹奏楽連盟
東関東吹奏楽連盟	西関東吹奏楽連盟
東京都吹奏楽連盟	東海吹奏楽連盟
北陸吹奏楽連盟	関西吹奏楽連盟
中国吹奏楽連盟	四国吹奏楽連盟
九州吹奏楽連盟	

第4条 理事会は毎年5月末日までに、その年度の全日本アンサンブル・コンテストについて実施会場など必要事項を決定する。

(実施部門および人員)

第5条 実施部門を次の通りとし、参加グループは所属する部門に参加するものとする。

中学校の部	高等学校の部	大学の部
職場の部	一般の部	

第6条 各グループの編成は3名以上8名までとする。

(資格)

第7条 各部門の参加資格は全日本吹奏楽連盟に登録した加盟団体に属するグループで次の通りとする。

中学校の部

構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。)

高等学校の部

構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童中学校生徒の参加は認める。)

大学の部

構成メンバーは同一の大学に在籍している学生とする。

職場の部

同一経営の会社、工場、事務所、官庁(それぞれグループ企業・団体も含む)などで経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、構成メンバーはその勤務先に勤務している者とする。

一般の部

グループ構成メンバーは次の第 8 条に該当しない限り自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

第 8 条 同一奏者が二つ以上のグループに出場することは認めない。

(演奏・審査)

第 9 条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。但し、コントラバスのみによる編成は認めない。

- 2 同一パートを 2 名以上の奏者で演奏することは認めない。
- 3 独立した指揮者は認めない。

第 10 条 出場グループは任意の 1 曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も 1 曲とみなす。演奏曲は支部大会で演奏したものとする。著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けねばならない。この許諾を受けないでコンテストに出場することは認めない。

第 11 条 演奏時間は 5 分以内とし、これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第 12 条 出演順序は理事会が決定する。ただし部門順序はその年度の実行委員会において決定する。

第 13 条 審査員は理事会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の数は原則として 7 名とする。

第 14 条 審査方法は理事会の定める全日本アンサンブルコンテスト審査内規による。

第 15 条 表彰は各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(支部代表)

第 16 条 各支部連盟は毎年推薦グループ数を決定し、全日本アンサンブル・コンテスト開催日の 3 週間以前に本部へ報告する。

第 17 条 全日本アンサンブルコンテストに各支部より選出するグループは次の通りとする。
中学校の部、高等学校の部は各支部から 2 グループ以内
大学の部、職場の部、一般の部は各支部から 1 グループ以内

第 18 条 コンテスト参加に要する費用は出場グループの負担とする。但し中学校各グループに限り交通

費の一部を全日吹連が負担する。

(その他)

第19条 コンテスト実施に当たって、理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第20条 全日本アンサンブル・コンテストの実行委員会は主管支部でこれを組織する。

第21条 その他、開催上の細目については実行委員会が定める。

第22条 この規定は理事会の議により改定することができる。

全日本アンサンブルコンテスト審査内規

昭和58年5月28日

改定 昭和63年3月6日 昭和63年7月2日

第1条 この内規は全日本アンサンブル・コンテスト実施規定第13条に基づき審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は演奏を「技術」と「表現」の2項目について5段階で評価する。

第3条 審査結果の処理は理事長から委嘱された5名によって構成する判定委員会が行う。

第4条 判定委員会は審査員の評価に基づき各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けを行う。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3をめやすとする。

第5条 第4条による結果は審査員の了承を得、理事長が賞を決定する。

第6条 審査票は出演団体に渡し、審査一覧表は会報に公表する。

第7条 この内規は理事会の議により改定することができる。